

# 宅地防災月間 5月1日～5月31日

## 大切な宅地の防災

家屋や家財、時には人命さえ奪うことも少なくない“宅地災害”。ふだんは大丈夫なように見えても、梅雨や台風の大雨が思いもかけない宅地災害をもたらします。このような恐ろしい宅地災害でもちょっとした心がけで防ぐことができます。

そのためには、常日頃の宅地の管理が特に大切です。ご近所の方々と十分話し合っ  
て、お互いの宅地を安全に保つよう協力  
しましょう。

## 宅地防災パトロール

大阪府では5月を宅地防災月間と定め、毎年大雨の降る梅雨期に、市町村、消防、警察などと協力して、宅地防災パトロールを行っています。



ご相談・ご通報は

最寄りの市町村宅地造成指導担当課又は  
大阪府住宅まちづくり部建築指導室へ  
TEL06-6941-0351(代)

